



2019 年を迎えて

特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま

理事長 坂本 圭

「平成最後の年」と騒がれた年を迎えました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。私事ですが、元旦から早朝映画鑑賞に行き参りました。鑑賞した作品は、「ボヘミアン・ラプソディ」です。あの伝説のロックバンド「クイーン」を取り上げており、大学時代にロックに熱中し、既に岡山で数少なくなっていたロック専門のレコード屋を駆け回っていた私にとって、あの頃を懐かしく思い出すととても素晴らしい映画でした。

内容はあえて申しませんので、是非ともご覧になっていただければと思います。以前、この作品を紹介する特集番組を見ていたとき、「クイーン」のメンバーの一人であるギタリスト、ブライアン・メイは、「人は、誰しもマイノリティ（少数派）である」と述べていました。その発言を聞き、映画を鑑賞すると、バンドが世の中に知れ渡り人気になると共にメンバーそれぞれの生き方や方向性が交差し、葛藤が生じてきます。個人ひとり一人が生活しやすい世の中とはどのような状態なのかと考えさせられました。

去年は、引き続き子どもの貧困の問題や障害者雇用の問題など、福祉の世界にとって見過ごすことが出来ない事件が多くあったように感じました。本法人への相談件数も少しずつ増えてきており、どのように対応していけば良いか再検討すべき時期に来ていると思います。

本法人は 2000 年 4 月に設立され、平成の時代が終わる頃には 20 年目に突入いたします。会員の皆様の温かいご理解とご支援を、引き続きお願い致します。

速 報

本法人の一般市民向け講座のテーマとして取り上げさせていただいた浅田達雄さん（65 歳障害者問題）、山口雪子さん（障害を理由にした配置転換）がそれぞれ司法の場で勝利を勝ち取ることができました。本法人としてもお慶びを申し上げます。

ですが、このような人権侵害につながる構図が社会にあり続けることは未だ変わりありません。そこで、こういった出来事を私たちは忘れずに関心を持ち続ける必要があると思います。

※次年度定時総会にて浅田訴訟をテーマにした記念講演を行うこととなりました。

12 ページもご覧下さい。

◇ 2018 年度人権・福祉講座報告

『「親無きあとの子の問題（後見及び信託）」として』

講師：井口 亮さん（弁護士・当法人理事）

昨年 11 月 18 日にゆうあいセンターにて、人権・福祉講座が行われました。今回の講座は、『「親無きあとの子の問題（後見及び信託）」として』と題し、当法人理事である弁護士の井口亮さんからお話をいただきました。

今回のように成年後見制度をテーマとした講演は数回にわたりますが、その関心は年々増しているように思います。今回は知的障害などを持つお子さんのおられる親御さんにとって、大きな関心を持たれた講座となりました。それは、参加者からの活発な質疑応答の様子からもうかがい知ることができました。今回開催された 2018 年度人権・福祉講座の内容を要約にてご報告いたします。

・ただ今紹介にあずかりました弁護士の井口と申します。私は東京で弁護士をやっていて、今年（2018 年）の 3 月から岡山に来て弁護士をしています。

○親無きあとの問題

・「親無きあとの問題」とはどういう問題かと言うと、特に障害を持たれた子の親と言うことだけに限らず、引きこもりだったり、高齢であまり自活能力がない、という方について親御さんが生活支援をされている。その状況の中で親が子より先に死亡されたり、認知症になってしまっただけで支援することができなくなったとき、親御さんに代わってどういった人が子の生活支援をしていくのか？という問題として一般的に語られています。

・今日はその中でも特に知的障害のある方の「親無きあとの問題」に問題を限定させていただこうと思います。

・具体的に親が行っている生活支援とはどういったことかと言うと、生活支援といっても幅広くてですね、財産管理、身上（しんじょう）監護（かんど）、生活介助といった日常の食事、寝たり起きたりの補助、それ以外にも施設への送り迎えだったり、いろんなことを生活支援という形で行われているんだろうと思います。

・この中で知的ハンディキャップを持っているお子さんに特有の問題が起こることがあります。一般的に知的ハンディキャップは、物事の理解や判断に困難を有する状態をいうと考えられています。程度によって様々ですが、自分が行っている行為がどういうことをしているか分からない方もいます。

・例えば契約を行うことについて。その契約によって自分がどういう状況になるのか、お金をもらうことができるのか、自分が持っているものが他人のものになってしまうのか、そういったことについて認識する力に難しさがあること、そういうことが知的ハンディキャップの特徴になります。

・人は生まれた直後から財産を所有することが可能なんです。これを権利能力と法律の言葉で言うんですけども、お子さん自身が知的ハンディキャップを有していようが有していまいが、財産を所有することができる、すなわち権利能力を有すると考えられています。

・他方、知的ハンディキャップの特徴で指摘しましたが、契約を行うことは難しいと考えられています。どういう効果が生じるか判断する力が難しいため、そういった行為については無効と考えましょう、というのが法律の世界のルールです。

・知的ハンディキャップを持ったお子さんの親御さんは、子に代わって契約をされていることが多いと

思います。預金であったり、細かいところ言えば市役所への手続きも代理と言う形でされていると思います。

- ・先ほど財産権の主体になれると言いましたけれども、主体になれると言うことと、それを適切に管理をすると言うことは別の話で、そういった知的ハンディキャップを持った方たちが、自分で自分の財産を管理することができるかと言うと、誰かに騙されたりしないかという点もあるので、基本的には親御さんが財産管理を代わりに行っているのではないかと思います。

- ・お子さん自身の財産を親御さんが管理しているとすると他人の財産の管理と言うことになります。たとえ息子さん、娘さんであっても、他人であることに変わりはありません。別の法主体であるという意味で他人と言うことになります。

- ・その人に代わって契約をしているという状況になりますので、法律的に言うとそこには何らかの権限が必要になってきます。一般的には代理権と言うものが必要になってきます。

- ・結構前から市役所は代理の手続きが厳しくなって、「委任状を持ってくるように」とよく言うようになりました。昔は「親です。」と言えば通じたんですが、今はだいぶ厳しくなりました。

- ・委任状は何かと言うと、代理権を示すものになります。一般的に代理権は委任という行為によって付与されることがほとんどです。

- ・あくまで本人からの委任という行為が介在しているので、ご本人が自分が何をしているのかということを知る能力が必要になってきます。ですが、知的ハンディキャップを持っている方にはこれらができないんです。

- ・法的には契約ができない。無効になってしまうんです。同じように委任をしたと言ったとしても、委任をする意味がわかる人であれば有効になるんですけれども、それがわからない人に委任状書かせて代理権がありますといっても、それは無効になってきます。

- ・じゃあ、委任ができないかと言うと、そもそもお

子さんが未成年の場合については法律上親御さんには親権と言うものが付与されています。これはお子さんからの委任していただくというものではなくて、法律が付与している包括的な代理権になります。個別に市役所の手続きをお願いしますとか、そういうのではなくて、法律が一般的包括的な代理権として親権と言うものを付与しています。

- ・ですからお子さんが未成年の間については親権に基づいて財産管理も行いますし、身上監護、契約の締結も行うことができますようになります。

- ・成人後には当然親権は消滅してしまっているんです。しかし知的ハンディキャップを有している人には依頼ができないと言う大前提があります。親権がなくなってしまうと基本的に「権原」がない状態になってしまいます。一般の人であれば個別に依頼されて代理権を行使すればいいんですけれども、知的ハンディキャップを持っている場合、依頼ができない以上成人になって以降については、個別に代理権をもらうことができません。これが原則です。

※権原・・・権利の発生する原因

- ・ですから他人の財産を管理している。他人に代わって契約をする、こういったことが適法にするには何らかの措置が必要になってきます。ただ、多くのご家庭では、子どもが成人になっても、そのまま親御さんがお子さんの財産を継続して管理をされ、お子さんに代わって契約をされたり市役所の手続きをされると言うのが一般的だと思います。

○成年後見制度とは

- ・そこで適法に財産管理であったり、契約であったり、そういったことを行っていくための制度としてあるのが後見制度と考えられています。

- ・後見制度の中の成年後見制度について説明していきます。一般的には認知症、知的障害、精神障害といった精神上的の障害によって判断能力が不十分な方々について財産管理をしたり、契約締結をしたり、遺産分割協議をしたりすることを自分でするこ

とが難しい、そういったときに、判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度が成年後見制度ということになります。

- ・大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれます。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれる制度で、判断能力の程度によって保護の度合いが変わってきます。これに対して任意後見制度と言うのは、けっこう話題になっていると思うんですけども、「任意」と言う言葉が使われている通り、法定後見とは違って自分で後見人を決めてお願いすることができる制度です。

- ・自分でお願いして決めると言う以上、任意後見というのは契約になってきます。「お願いする人」と「お願いされる人」の契約を公正証書と言う一定の法律文書の形にして、契約を締結して成立するのが任意後見制度というものになります。今回は知的ハンディキャップを有している方々の話ですので、任意後見制度は外してきます。

- ・法定後見制度は、任意後見制度と異なって、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人に代理して契約を行ったり、後から契約を取り消したり、そういうことをして本人を保護する制度になっています。

- ・後見と補助、保佐には一体どういう違いがあるかというと、判断能力の程度によって違います。事理を弁識する能力を欠く常況にある、という方が「後見」の対象になります。「保佐」は、事理を弁識する能力が著しく不十分である、という方を対象にしています。「補助」については、事理を弁識する能力が不十分である、という方を対象にしています。じゃあ「保佐」と「補助」はあまりないか、というとそういうことではなく、実際に「保佐」や「補助」になる人もいます。

- ・申し立てができる人についてはですね、ご本人はできるんですけども、配偶者であったりとか、4親等内の親族と言うことになっております。赤の他人は基本的にできないと言うことになっています。これはあくまで本人を保護するための制度であっ

て、本人の方の意思が尊重される制度になっていきますので、全くの第三者が申し立てをすることが想定されていません。

- ・親族や身寄りが誰もいない時、誰が申し立てをするんだって言うときには、検察官であったり、市町村長であったりが申し立てをすることができることになっています。実際、市町村長からの申し立ても結構あります。

- ・あと成年後見人の同意が必要な行為としてですね、基本的に「後見」については判断能力が欠けている状態が前提になっていますので、本人が有効に法律行為を行うことができないことになっております。「保佐」「補助」のようにですね、著しく不十分又は不十分という方については、できることもあるというふうに考えられていますので、これについてはちゃんと分かっているなど、保佐人や補助人が考えれば、個別に同意をして、契約行為を適法に行うことができる、という条件になっています。

- ・取り消しができる行為ですが、基本的には同意が必要な行為と一緒に、「後見」についてはですね、日常生活に関する行為、例えば食料品を買う行為、そういったことについては相手方は、その人が後見人をされているかどうか分からないんですね。ですから、そういったことについては取り消しができないことになっています。

- ・先ほどからよく出ている代理権と言うものなんですけれども、代理権の範囲としては、「後見」については財産に関する法律行為全てについて代理権が付与されています。これは法律上付与されているものです。「保佐」「補助」については、この行為については代理権をつけてください、というふうに申し立てるんですね。その申し立てについて家庭裁判所が審判をして、この行為については代理権を付与しますと。例えば、不動産の行為についてとか、住所変更に関する行為とか、個別の法律行為を特定して代理権が付与されるものです。

- ・そういった制度を利用したときに資格が制限されてしまうものがあります。医師や税理士会社役員、公務員ですね。こういったものについては、法律上

被後見人として後見制度を利用されている方については就くことができないというふうにされています。

- ・成年後見人というのはどういったことをするかということなんですけれども、本人の身の回りのことについて、目を配りながら、支援をするんですけれども、基本的には契約等の法律行為、財産管理法行為というものに限定されます。食事の介助だったり、実際の介護については成年後見制度成年後見人の事務には含まれていません。
- ・成年後見人は就任したら自由に何でもやって好き放題できるわけではなくて、家庭裁判所に報告をしたり、許可が必要な事項についてその都度申し立てをして許可を求めたり、しています。成年後見人は、家庭裁判所の監督を受けるということになっています。

○成年後見制度の利用

- ・成年後見制度をどうやって利用していくかということですね、後見開始の審判、成年後見人を選任する審判、この2つの審判を申し立てます。
- ・これによって就任した成年後見人によって、ご本人の財産調査などが行われて、裁判所に報告をする、ということになっています。審判が出るまで審理期間なんですけれども、ご本人の財産状況であったり精神状態のこともあるので一概に言えないんですけれども、4ヶ月以内に成年後見開始するというのが通常です。
- ・法定後見人は裁判所が選びますが、これはどういった人になるかと言うと、後見開始の審判申立書類の中に、「この人を後見人にしてください」と書く欄があります。なので、ご親族の方が担当される予定がある場合にはそこに書くことは可能です。
- ・ただ、あくまでも誰を後見人するかについては家庭裁判所が決めることなので、候補者欄に親族の記載があったとしても、親族間のトラブルが見込まれる事案だったり、ご本人の財産がかなり多額の場合、そういった場合については、弁護士等の第三者

専門家が成年後見人に選任されることが多いです。

- ・ただ後見人は、複数選任されることもあるので、身上監護については親族が、財産管理についてだけ弁護士等の専門家が担当する、というやり方もあります。
- ・裁判所はあくまでもご本人の財産保護をする。そのために何が一番良いかといった観点から考えています。
- ・こういった成年後見制度を使うメリットとしては、最初に問題点として提起させていただいた「権原」ですね。この権原に基づいて適法に財産管理や身上監護を行うことができるようになる、というのが1番のメリットです。
- ・この点があるので、高齢者であったり、認知症が疑われる場合についてはですね、施設入所の際に「後見人をつけてくれないと入所できません」という施設が結構増えてきています。それは、適法に契約締結ができないと施設が考えているからなんです。契約を、ちゃんと締結するために後見人をつけるというのは大きいところです。
- ・「後見」の内容については、代理権・・・「保佐」なんかについては申立に基づいて、代理権が付与されます。どういうところに代理権を付与するか、あるかないかというのが、登記されることになるんですね。どういう権限を持っているのかというのを公的に証明することができます。
- ・公的な証明以外の代理権としては先ほど出てきた委任状ということになるんですけれども、あれはあくまでも私的なもので、私人が作った書類によって代理権を証明するものとされます。それと違って成年後見制度は登記されることになるので、公的に証明することができます。
- ・最後これもけっこう大きいことなんですけれども、成年後見人等が欠けた場合、裁判所は新たに成年後見人を選任します。ですので、成年後見人等が死亡によって、死亡した後も、これは認知症なども入るんですけれども、成年後見人による保護ができなくなったと裁判所が分かり次第、新たな後見人を選任しますので、その後も本人を保護することが可

能になってきます。

・今度はデメリットなんですけれども、先ほど後見開始までに約4ヶ月かかることもあるという話をしましたけれども、やはり手続きに時間がかかるので迅速性に問題があります。あともう一つは、後見人は裁判所に対して報告義務がありまして、非常に硬直的な手続きなんですね、柔軟性があまりない。収支報告だったり、財産管理についての報告がかなり煩雑だったりするんです。我々弁護士、だったらそういったことはよくやるんですけれども、一般の親族の方が、収支報告を作ったりするのは結構ご負担になったりします。家族の収支とご本人の収支とが一体になってしまってる場合なんかは、どこからどこまで本人の収支として、裁判所に報告をするのか、そういったところも結構複雑になってくるので利用を簡単に踏み出せるものでもないと思います。

・以上述べてきたとおり、成年後見制度は財産管理であったり身上監護であったり、そういったことを適法に行うための制度になっております。

会場からの質問

・成年後見制度を利用するにあたっての後見人への報酬などの費用負担はいくらか？財産の状況によってどうなってくるか？

回答

・費用負担についてはですね、後見人への報酬が発生します。後見人の報酬については、裁判所に対して報酬付与の審判をしてくださいという申立をします。裁判所が「この後見人の行った仕事に対して相当な報酬はいくらなのか」というのを判断します。どういう要素を持って判断するかですが、ご本人の財産状況、本人に資力があまりない状況ではあまり報酬は発生しません。本人の財産から報酬が出されるので、財産があまりない場合には報酬額もあまりありません。中には障害年金のみの収入で、支出が多い、福祉サービスを利用する必要性が高いので収支としてマイナスなっている方もおら

れます、そういった方に報酬をくださいといっても、収支がマイナスの時点で報酬が設定できないわけですね。自治体によっては補助金によって後見人の報酬を賄うというところもあります。ただ、ない以上は、無報酬で後見人が後見で行政の事務をするということもあります。

会場からの質問

・弁護士が無報酬ということもあるんですか？

回答

・まるっきり無償ボランティアって場合もあります。東京にいた頃には報酬が全く発生しないという方もちらほらおられました。親族後見人の方については、ほとんどの場合、報酬は発生しないことも多いです。専門職がついた場合に報酬が少し発生するか、ということなんですけれども。本人の財産状況に影響しますので、本人さんの財産によっては報酬が発生しないということも十分あります。

会場からの質問

・私も後見人をやっている関係で二点伺いたいんですけれども。1つは今の報酬なんですけれど、岡山県と香川県の方から聞いたんですけれども・・・裁判所から言われた報酬額がかなり違うんですね。これはどういう基準で設定しているのか？

・専門職についてなんですけれども、最近は親族後見を避けるようにして専門職後見が多いと思います。弁護士と司法書士と社会福祉士この三士が1番多いと思うんですけれども、これをどういう風に裁判所は分けられているのか、若干私らでもわからないところがあるし。これまでのケースから言うと非常に困難ケースでお金なくて・・・と言うのが社会福祉士に来るという流れになっているようですけれども。そういう単純なことで決められているわけでは無いでしょうから、先生の方でわかればアドバイスをお願いします。

回答

・一点目の報酬額になんですが、裁判所が決めることですので基本的に裁判所ごとで違ってくるのは当然のことだと思います。もちろんご本人に生活費であつたりとか、地域性があるもので・・・東京で過ごすのと岡山で過ごすのとで、また変わってくると思います。

・二点目の専門職の振り分けについてですが、資力があまりない場合には社会福祉士さんというのが多いのかもしれませんが。やはり身上監護については社会福祉士の方が専門性はあるんですね。社会福祉士さんのコミュニティもありますし、社会福祉協議会との絡みもありますし、身上看護が見込まれるケースだと社会福祉士さんが後見人になることが多いのかなと思います。

・反面、財産管理については弁護士に一定の専門性があると考えてもらえれば、弁護士が選任されるんだと思います。ただ不祥事と言うのもけっこうあるので、なかなか一概には言えないのかな・・・と思いますけれども。

会場からの質問

・市民後見人を私もやってるんですけども、市民後見人の利用が全く進んでいないように思います。なぜ進まないのかと言うところが、よくわからないんですけども・・・。

回答

・専門職の裏返しになっていると思うんですけども、市民後見人の方の強みがあまり認知されていないんじゃないか。市民後見人は地域にコミュニティがあつたりと社会福祉士に近いと思うんです。

・強みを周知や認知してもらえれば、申立人から「市民後見人を候補にしてください」という申し出が増えたりですね、そういったことがあるんだと思います。裁判所は当然知っていると思います。けっこう

力入れてると思うので、申立人側のほうに周知されて認知されることがあれば増えることがじゃないかなと思います。

会場からの質問

・例えば親は子どもに少しでもと思って、いくらのお金を残してやりたいと思って貯金をしますけれども、場合によっては、それがこの子の財産ではなくて親の名義貸しと見なされたりすることがあると聞いています。実際問題として、少しでも子どもにお金を残してやりたいと思うけれども、下手なことをして返って不利にならないためのアドバイスがあつたらお願いします。

回答

・名義なんですけれども、基本的にお子さん名義の貯金があるとすれば、それは本人のものとして財産目録を作って収支報告をすることになります。実は親のだと言われることがあります。実は親のお金を入れているので、一部返してくださいとか、という話があります。それについて後見人は、基本的には争わざるをえません。名義がお子さんである以上、それが本当に親も含めてご本人以外の方の原資によるもの、かつご本人に対する贈与ではない、という所まで証拠に基づいて主張していただけるのであれば、それは裁判所と協議した上で対応することになります。

・実は私のものでしたと言われることもあるんですけども、あんまりそこまで証拠に基づいて言う方はおられません。

○信託とは

・次に信託について移らせていただきます。信じて託すと言う意味なんですけれども、信託と言う言葉を聞かれたことがあると思うんですけども・・・、信託銀行とか聞かれたことが多いんじゃないかなと思います。

・そういったところでよく行われているのは投資信

託であろうと思います。投資信託の・・・私の勝手なイメージなんですけども、投資信託については利益を求める制度だと私は認識しています。

- ・本来の信託制度と言うのは、そういった制度ではなくて、あくまでも財産を管理する、そういった制度なんです。

- ・信託と言うのは、信託行為によって特定の者が特定の目的をもってその目的に従い、財産の管理ないし処分その他の当該目的達成のために必要な行為をすべきこと、といいます。これは信託法と言うものに書かれているものです。

- ・それは具体的にどういうことかと言うと、誰が・・・これは委託者ですね。委託者が誰に・・・受託者ですね。誰のためというのは受益者になります。何をと言うのは信託財産、どのように・・・信託行為によって、なんのために・・・信託目的のために委託する、というふうになります。

- ・委託者と受託者、この2人で信託契約を結びます。ここで言う信託財産と言うのは家だとしましょう。これを信託財産と言うことで契約を結びます。

- ・誰のためは受益者のためです。この信託財産から生じる利益を受益者にあげて下さいと、という契約です。

- ・ですから受益者と言うのは、基本的に信託契約の当事者には出てきません。委託者と受託者の2者関係というふうになります。

- ・西日本豪雨災害で義援金が集まりました。この義援金も、信託というふうに考えることができます。ここで言う委託者っていうのは寄付現金を寄付する人、受託者は義援金を集める人、NHKであったり、日赤だったり。受益者は被災者ということになります。これは現金を信託契約に基づいて、受託者に渡して、その信託財産を被災者の方・・・受益者に対して交付してくださいという契約をしたものとみることができます。

- ・投資信託の委託者と言うのは、投資家じゃなくて運用会社になります。運用会社が信託銀行に出資金を投資します。その出資金を運用して、得られた利益を受益者である投資家に交付してくださいとい

う契約になっています。

- ・生命保険信託についてちょっとご説明します。信託銀行が商品として、作っているものなんですけども、信託銀行が生命保険の受取人になるんですね。死亡保険金を信託銀行が受け取って、保険契約者が契約に定めた親族などに決められた金額を交付するという契約になっています。

- ・ここでの委託者と言うのは親、今回のテーマが「親なき子の問題」なので親、受託者が信託銀行とかの保険金の受取人、受益者は子どもと言うことになります。信託の受益者である子どもに保険金をいくらずつと定めておけば、その決まった額ずつ支払われる、というふうになっています。

- ・一括して渡す方法もあるんですけども、散財することがあるので、年金のような形で分割して支払う方法も十分定めることができます。これが生命保険信託と言って信託会社がよく商品として出しているものです。

- ・もう一つ後見制度支援信託というのがあります。本人の財産のうち日常的な支払いをするために必要十分な金銭は後見人の方で管理してくださいと、それ以外の金銭については、信託銀行に信託をしておきます、という仕組みです。

- ・なので財産管理が後見人の仕事の一つであったんですけども、財産管理の中で、一部の財産については信託銀行に渡してしまって、信託銀行の方で財産管理してしまうというスキームになっております。

- ・これは信託を利用した後見制度なんですけれども、ご本人は契約を締結することができません。信託契約が結べません。なので、ご本人に代わって、後見人が、信託銀行等と信託契約を結んで、信託財産である預貯金をなどを交付します。

- ・聞いてわかる通り、信託制度と言うのはあくまでも財産を管理するための制度です。なので、財産を適宜受益者に分配交付するのが可能なんです。ですけれども財産がなければ、そもそも利用する必要のない制度です。あくまでも財産管理を第三者に信託するという制度です。

・先ほど述べたとおり、ご本人には契約を締結する能力がないというのが大前提なので、あくまでも法律行為である信託と言うのは、ご本人ではなく親御さん、ご本人に代わって契約を締結する権利を持っている後見人とかそういった人が行うことになります。以上が信託についてです。

会場からの質問

・将来的には信託を使いたいと思っているんですけども、例えば本人が亡くなった場合に、そこにいくらかのお金があった場合に、それを相続するものがいなかった場合、この手続きをしておかないと、国とかに行っちゃって、・・・例えばお世話になった施設とかそういうところに寄付と言う形を取りたいと思ってもできないと言う聞いているんですけども。それは信託契約を結ぶときにしとかないといけないもんなんですか？

回答

・信託契約を結ぶにあたって決められることがいくつかあるんですけども、基本的にはお子さんご本人に、利益が行くようにしてくださいと言うのが大前提ですね。仮に信託契約が続いている間に、お子さんが亡くなってしまったという場合については、相続が発生してしまいます。ただお子さんが亡くなれることを信託契約の終了事由にしておいて、そうすれば相続によって承継することはありません。

・信託が終了したときに、もう一つ決めておくことがあるんですけども、信託財産ですね・・・信託が終了したときに誰のところに行くというのも決めることができます。そういうことを定めておけば国に行くという話ではなくて、特定の人のところに行くという流れにすることも可能です。

・信託と言うのはけっこう柔軟性があるので、契約で入れ込めることができます。受益者という人がいますけれども、受益者も最初はこの人・・・その人が亡くなったら次はこの人・・・というふうに定めることができますし。

・普通に相続すれば親御さんがいなくなれば財産はお子さんに・・・お子さんが亡くなればお子さんの次の相続に・・・ということになりますが、そこで相続人が誰もいないという状況になれば、国に行くのが基本です。

・見てきた通り信託だけをやってもあまり保護としては十分ではない。財産がなければ契約を締結する必要も出てこない。

・他方、後見制度については現にある財産を減らさないための制度ですので、増えることはないですね。後見制度支援信託という形で後見制度の一部の役割を信託によって補うということをやられているんですけども、あれは財産があるからできることであって、障害年金で生活してる方については信託する財産がないわけですから、基本的に財産が多い場合に使用される制度となります。

・なので「親無きあとの問題」を親御さんとして考えておきたいと言うことは、財産をどうやって残すかということと、財産をちゃんとお子さんのために使ってくれる人をどうやって確保していこうかという点だと思うんです。

・財産を有している方については信託と言う制度を使えば柔軟に行うことが可能だと思います。その上で親御さんに万が一があったときのことを考え、備えて、後見制度を利用して後見人等に身上監護含めて財産管理をやってもらうという手立てをしておくのがご本人の保護につながるんじゃないかなというふうに私は考えています。(拍手)

【感想】

「高齢の親のことで興味があり参加しました。後見と信託という方法があることを初めて知りました。参考にさせていただきます。時間（長さ）もちょうどよかったと思います。」

「施設職員をしていますが、成年後見について理解が不十分であったため、とても勉強になりました。これからも知識を深めていきたいと思っています。どうもありがとうございました。」

後見および信託について具体的に分かりやすく教えていただき勉強になりました。ありがとうございました。」

「後見制度については一般の方に知っていただいて利用していただければと考えています。講座に定期的に取り入れていただければ幸いです。」

「後見制度については理解が少し出来ました。もっと詳しく知って勉強しなくてはと、とても大切なことだと思いました。親無き後の子問題は社会的に考えて知っていきたいと思う。信託制度は初めて知りました。現在の未成年と成年は何歳でしょうか？…18歳？・・・20歳？」

「後見について、学習の必要を感じています。この講演をきっかけに学んでいきたいと思います。講演の企画ありがとうございました。」

「信託についてはほとんど知識がなかったので参考になりました。ありがとうございました。知的ハンディのある方の切実な質問等により深い関わり方を考えていきたいと思います。意思決定支援についての研修をお願いします。最善の利益を考えているのですがなかなか難しくもっと勉強したいと思っています。」

リレーコラム

第14回

今回のリレーコラムは、山陽学園大学総合人間学部生活心理学科の准教授である上地玲子（かみじれいこ）さんです。ご自身のお子様がダウン症を持って生まれて来たことをきっかけに障がいを持つ子どもの家族支援を積極的に行なっておられます。現在、日本ダウン症協会の岡山支部長もされており、落ち着きのない子どものための学習機の開発も手掛け、特許も取得されています。臨床心理士として、大学教員として各方面に情報発信を続けており岡山のメディアにもたびたび登場されています。

専門職や行政により当事者が傷つけられることがあります。今回は上地さんご自身の経験からそのことを教えていただきます。皆が当事者意識を持って他人の立場を理解することに気づかされます。



ダウン症児を育てる母として、そして専門職として思うこと

JDS（日本ダウン症協会）岡山支部長・山陽学園大学准教授

上地 玲子

ダウン症のある娘を授かったのは、平成17年3月でした。私は大学院で障害児教育を学び、臨床心理士の資格を持ち、教員をしておりました。娘に障がいがあっても、すぐにいろんな情報を手に入れることができると思い込んでいました。ところが、次の2つの大きな衝撃を受けることになりました。

1つめは、親の会の情報を病院からも行政からも教えてもらうことができなかったことです（ホームページもない時代でした）。当時、ダウン症の子どもを育てる親の会を見つけて、同じ境遇の母親から情報をもらいたいと思っていましたが、どこからも入手できなかったのです。後に、助産師から「実はダウン症の親の会のリーフレットを持っていたけど、産後うつ病の時期だったから、あえて言わなかったのよ」と告げられました。私は間違った配慮に大きなショックを受けました。また、行政にも問い合わせたところ「10年前のチラシが見つかった。ここに電話番号が書いている。もしかしたら10年経っているから電話番号が変わっているかもしれないけど、電話してみたら」と言われました。「なぜ、行政なのに10年前の情報しか持っていないのか、なぜ支援者として先に電話をして情報を入手しようとししないのか」と感じました。

2つめの衝撃は、保育園に関する誤った情報を行政の方が伝えてきたことです。当時、障がいのある娘の療育に専念するために退職するかどうか悩んだのですが、いろいろな方

からのご助言をもとに、育児休暇を取得して仕事を続けることに決めました。しかし、行政側は「障がい児は3歳にならないと保育園には入れません。育児休暇が1歳前までしか取得できないのならば退職するしかないと思います」と言われました。私は「そんなはずはない、0歳児から保育園で障がい児を預かっているはずですよ」と伝えましたが、窓口の方は「でも、障がい児は3歳からだと言類に書いていますから。そんなおっしゃるのでしたら、ご自分で調べて直接保育園に問い合わせたらどうですか」と言われました。もし、私がその情報を真に受けて退職したら、責任をとってくれるのかと感じました。

結局、病院や行政の職員も、障がいのある赤ちゃんを授かった母親への対応や情報提供についてはシステム化されていないので、職員個人のスキルに左右されるのだと思います。

あれから10年以上経過した今、ネット社会が進み、ググったら簡単に情報が入手できるようになりました。しかし、その逆に、顔の見える温かみのある対応が手薄になりつつあります。親の会として、今後の運営のあり方を考えなければいけないです。また大学教員として、専門職を目指す学生たちが質の高い人材になってもらえるよう、教鞭に力を注いでいきたいです。

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

第 6 回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第 6 回定時総会を下記の日程にて行われます。
会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO 法人福祉オンブズおかやまは、法人化から 5 年目に入ります。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。今回の定時総会では、役員改選についても議題にあがります。どうか、ご出席賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

記

日時：2019 年 5 月 25 日（土）10 時 00 分～12 時 40 分

- ・記念講演 10 時 00 分～
- ・定時総会 11 時 40 分～

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター大会議室

記念講演：浅田達雄さん、呉裕麻さん（弁護士）、吉野一正さん（「浅田達雄さんを支援する会」事務局長）の 3 名様を迎え、浅田訴訟についてお話をさせていただく予定です。

議案：

1. 2018 年度 活動報告
2. 2018 年度 決算
3. 2019 年度活動方針案
4. 2019 年度 予算案